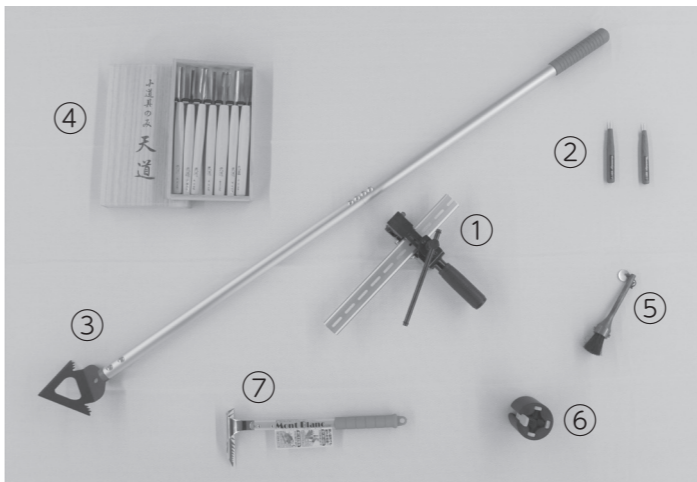


三木金物

三木金物ニューハードウェア賞が決定

市は、三木金物製品などで特に新規性とデザイン性に優れた製品を三木金物ニューハードウェア賞に認定し、新製品の開発や新市場の開拓を支援しています。今年度は、8点の申請、7点が認定されました。認定製品は次のとおりです(各部門事業所名50音順)。



区分	製品名	事業所名
グランプリ	①モクバDINレールカッターハンディー	株式会社小山刃物製作所
金賞	②モデレッジ 模魂刀0.15mm/0.3mm	道刃物工業株式会社
デザイン特別賞	③雑草スクレーパー	三陽金属株式会社
	④ハイス 小道具のみ 7本組	道刃物工業株式会社
三木金物ニューハードウェア賞	⑤COFFEE BRUSH	株式会社イシイ
	⑥チェンシコブラシ4X	株式会社イシイ
	⑦まかせて草削り	株式会社清水製作所

問(市)商工振興課 かなもの振興係

公共交通

地域公共交通に関する「出前講座」を開催

神戸電鉄粟生線やバスなどの公共交通の利用促進のため、地域公共交通に関する「出前講座」の開催申込を受け付けています。

対象

市内の団体(自治会、老人クラブ、子ども会、PTAなど、少人数でも可)

講座内容

・地域の公共交通の現状
・デマンド型交通(制度や利用方法など)

申込方法

開催希望日のおおむね1か月前までに電話またはメールで申し込んでください(バスの乗り方教室は、おおむね3か月前まで)。

問(市)交通政策課

kotuseisaku@city.miki.lg.jp



▲ホームページはこちら

助成金

神戸電鉄団体利用時の運賃を助成

神戸電鉄粟生線の利用促進のために、学校や地域の行事などで神戸電鉄を団体利用する際に運賃を全額助成しています。詳しくはホームページをご覧ください。

対象団体

市内の幼稚園・保育所・認定子ども園、小・中学校、自治会、子ども会、老人クラブ、その他の公共的団体

対象事業

参加者全員が同じ行程である遠

足、社会見学、視察研修など

助成金額

神戸電鉄の団体利用に係る運賃の全額

神戸電鉄の駅までバスの利用が必要と認められるときは、バス運賃に相当する金額も含まれます。

申請期限

事業実施の30日前

問(市)交通政策課



▲ホームページはこちら

相談

市民向け無料専門相談会を開催

日時 8月4日(日)午後1時～5時
場所 三木商工会館2階相談室またはオンライン(ZOOM)

内容

税理士、司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、弁護士による相談(1案件30分)

申込期間

7月24日(水)まで

申込方法

氏名、電話番号、メールアドレス(オンラインの場合は

必須)、相談希望時間、相談内容を明記し、電話、郵便、FAXまたはメールで申し込んでください。

問・申込 三木商工会議所

〒673・0431

本町2丁目1・18

☎82・3190

☎82・3192

✉info@miki.or.jp

吉川町商工会 20%プレミアム付き商品券を販売

物価高対策
市民の皆さまの暮らしを応援し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付き商品券を販売します。

販売期間

7月31日(水)まで

午前9時～午後5時
(売り切れ次第終了、土日祝日除く)

販売場所

吉川町商工会館
(吉川町吉安246)

対象者

市内在住・在勤の方

販売金額

10,000円/セット
ト(1,000円券12枚綴り、額

面12,000円)

購入限度

5セット/世帯

使用期限

12月31日(火)まで

販売数

2,500セット

注意

現金への換金は不可。おつりは出ません。

問 吉川町商工会

☎72・1406



▲使用できる店舗

人権

男女共同参画に関する講座の開催を支援

市民が企画する男女共同参画に関する講座の開催を支援します。

対象(次の要件を全て満たすこと)

・男女共同参画の実現をめざす内容で、市内団体が市内で実施し、参加費が無料

実施期間

10月1日～令和7年3月31日

他の補助金を受けていない

募集期間

7月31日(水)まで

助成内容

講座の開催に係る経費

の助成(上限5万円)

募集件数

1件

申請方法

男女共同参画センター、総合隣保館、各市立公民館、市ホームページにある申請用紙に必要事項を明記し、申し込んでください。

問・申請・男女共同参画センター

☎86・2331



▲ホームページはこちら

交通安全

夏の交通事故防止運動を実施

7月15日～24日

夏季特有の交通事故を防ごう!
夏季は休暇などで交通流・量が変化します。さらに、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みで活動する子どもの増加、暑さによるストレスや疲労から、交通事故の多発が懸念されます。

一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故を防止しましょう。

運動の重点

- ①子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ②安全運転意識の向上と飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶
- ③自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守

問(市)生活安全課 生活安全係



▲ホームページはこちら